

# 時事新報

第三千五百十四號  
明治廿五年十二月一日 木曜日  
明治廿五年十月十三日  
西曆一千八百九十二年

時事新報は毎號八面乃至十二面に於て詳細の商況時  
價報告あり其代價送料廣告料は左の如し  
一號二號一月前金五十圓三月前金六十圓六月前金七十圓  
一號一月前金六十圓三月前金八十圓六月前金九十圓  
○時事新報社ハ直轄ニ郵送スルモノハ右定額ノ外ニ一月十三日ノ  
郵送料ヲ申付

本報（寄稿）  
一行五圓 二行四圓 一行三圓 一行二圓 一行一圓 以上以上  
一行一圓 一行一圓 一行一圓 一行一圓 一行一圓 以上以上

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より  
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を  
填寫するより各社同一の記事を掲ぐるも寡からず獨  
り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞の社  
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通  
信社に之を報告すれば本社にも其報道は達する事と信  
ずる方多きが如し爲めに本報に生じたる場合は専ら  
本社に本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に  
本社に本社に寄稿せんとす

## 時事新報

商業上の代理者に就て

我邦の外國貿易は近來漸く進歩の色を現はし輸出輸入商  
品の總額も年々次第に増加して昨年の如きは既に一億  
四千餘圓に達したり今年の結果は未だ知る可らずと  
雖も之を昨年に比すれば必ず一割以上の増加を生ず可  
き見込みなり云々通商貿易の繁昌するは國民に取り  
て單に商業上の利益のみならず之に由りて對外の  
信用を高くし米諸國をして自から日本國に重きを  
置くの念を發せしむる其間接の効能も亦少なしとせ  
何れにしても國家の爲めに祝す可き次第にして今後と  
も年々進歩すべしと我輩に赴かんとす我輩の世人  
と共に只我輩の爲る所なれども我輩の爲る所なれども  
と云ふに從來我貿易に日本品を外國に輸出し外國品を  
日本に輸入する者は大抵皆外國の商人に限り日本の商  
人は殆んど之に與らざるの慣行にして名は外國貿易と  
稱すれども實際は國と國との間に行はるる商業に非ず  
して内地の商人も居留外國の取引に過ぎざるが如し  
幕府の末年我國の始めて海外諸國と通商往來の條約を  
結びし其頃には朝野舉て西洋の事情に暗くして貿易と  
は如何なるものと之を知る者さへなく唯外人の求に任  
せて往來を許し居留地を設け我物産の賣買を許したる  
までののみならず我れより進んで貿易に従事する念慮  
なきは更になく物と賣るにも買ふにも都て外商の爲  
す所に任せ彼輩の爲めに商賣の全權を握られて皆て怪  
むべきとなく又之が爲めに格別の不都合を感ずる事  
もなかりしなれども爾來外交の次第に頻繁なるに従ひ  
彼の事情に通ずる者も次第に多くして外國貿易の大切  
なるを悟りたる今日尙は依然として三十年前の舊法  
を守り輸入輸入に唯他を待てるに其能に應ずる  
とは之を許して日本商人が自家の利益を無顧に附す  
るものと云はざるを得ず近來は我商人の中にも自から  
直轄輸入の業を企てる者なきに非ざれども何分價

れぬも多し種々様々の障害に遭ひ百事業の如くなら  
ずして半途に失敗する者多しと云ふ、就ては我輩が願  
はしき人々の爲めに謀るに最初より自から資本を  
出して獨立の大業を企てんより先づ歐米諸國に借  
用する會社商店の代理（エージェント）と爲り其保護を  
受けて營業する方却て安全なる可しと勸告を試みる者な  
り彼の國の商賣法に於て商品と遠隔の地に賣捌かんと  
する者は特に支店を設置する代りに其土地にて信用あ  
る商人を撰んで代理と爲し之に自家商業上の利益を代  
表せしめて其地方の賣捌を委託し利益の幾分を分ち與  
へて報酬と爲すものと歐米諸國に行はるる一般の慣例に  
して現に彼國の製造家又は商店は我開港場に代理を置  
て商用を辨する者少なからざれども其代理には如  
何なる人を使用するかと尋るに十中八九は居留外商の  
中より之を撰ぶの例にして我日本商人にして彼の本國  
商店の代理者たる者は甚だ稀なり或は偶々日本人の名  
を以て營業する者あるも其實は外國人が法律の制禁を  
免れんが爲めに内地人の名義を借用するものに過ぎず  
畢竟するに數年來習慣の然らしむる所ならんれども  
抑も又我商社會に信用厚き商人等が自から進んで歐  
米の事業家に向ひ代理の地位を求めの機嫌なきが故な  
りて云はざるを得ず本國商家の身と爲りて考ふるも日  
本國に向て販賣の道を廣くせんとするには日本人に托  
するの便利に若くもある可らず唯その代理者の信用  
厚くして正直に事を行はるに於ては必ず喜んで之に依  
頼するものとならんれども我輩の取て信する所なり代理  
の事は右の如くにして結に就きたりと擬定し爰に又内地  
の購買者に向て聊か求る所なきを得ず即ち政府を始め  
として民間の大會社等都て外國の物品を要するときに  
は其品質と代價とに注意して不利不安心の換念なき限  
りは成るだけ日本商人の手を経て之を購ふの例を造り  
以て間接に其筋の商人を保護するの方針を忘る可らず  
現に歐米諸國にては政府の購入する物品は自國商人の  
外に之を取扱はしめざるの例を設けて内地の商賣を  
保護するもの少なからず或は甚だしきに至ては政府が  
直接に商業擴張のめを擔任し國の大巨商自ら自國  
の商人に委託して外國に出張せしむる例さへなき  
に非ず然るに我國目下の有様は全く之と反對にして政  
府若くは會社などにて外品を買入るに内地の商人  
をば差置き能く外商に委託して平氣なるが如し内外の  
區別無くなりたるものと云ふ可し思ふに内地商人は  
經驗に乏しく頼むに足らずと考ふるにして之を排斥す  
るものならんれども事の實際に於て外商果して内  
商よりも信用を置くに足るや否や容易に判断を下す可  
らず商業社會の現に近來我商人の伎倆懸絶は著しく  
増進して資本亦乏しからず此様子にては外國商人との  
競争も左までの大事に非ず彼の内地雜居の如きは蓋も  
恐るに足らずと云ふ者さへある程の次第なれば是等  
の商人に托して僅に外國品購入の事なき取扱はさしむ  
るも何等の危険ある可きや外國貿易の始まりより以

官報  
朕造幣規則改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セム  
御名 御璽  
明治二十五年十一月二十九日 大藏大臣渡邊國武

勅令  
造幣規則中ノ改正正  
第三條 輸入ノ金銀地金ハ左ノ條以上ノ品位ヲ有スルハ其地金ノ體積ニ  
ノ輸入ノ金銀地金ハ左ノ條以上ノ品位ヲ有スルハ其地金ノ體積ニ  
ノ輸入ノ金銀地金ハ左ノ條以上ノ品位ヲ有スルハ其地金ノ體積ニ  
ノ輸入ノ金銀地金ハ左ノ條以上ノ品位ヲ有スルハ其地金ノ體積ニ

金銀混合地金 (千分中金分)	八買及未精金一圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金二圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金三圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金四圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金五圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金六圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金七圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金八圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金九圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十一圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十二圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十三圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十四圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十五圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十六圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十七圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十八圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金十九圓
金銀混合地金 (千分中銀分)	八買及未精金二十圓

日本と葡萄牙  
○選信省告示第二九七九號  
長門國下ノ關海峽ノ北西  
○大藏省告示第五十二號  
高松本金庫所屬丸丸九丸支會  
○選信省告示第二九七九號

本令ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行ス  
本令ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行ス  
本令ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行ス  
本令ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行ス